

法務大臣閣議後記者会見（抜粋）

令和元年10月18日（金）

本日の閣議で、「令和元年台風第19号」が「特定非常災害」に指定されました。そして、特定非常災害特別措置法及び総合法律支援法に基づく特別措置を適用するための政令が閣議決定されました。これによって、今回の台風で被災された皆様に対し、法務省の所管に関わる次の支援措置を実施してまいります。

まず、総合法律支援法に基づく措置として、日本司法支援センター、通称「法テラス」におきまして、来年10月9日までの間、被災者の皆様を対象に、無料法律相談が実施をされます。また、法テラスにおきましては、既に、被災者の方々の生活再建に役立つ情報提供として、ホームページに今回の台風に関する法的な困りごと、相談についてのQ&Aの掲載を行っているほか、本日より、専用のフリーダイヤルを利用していただけるようにしております。

次に、特定非常災害特別措置法に基づく措置として、3点あります。

1つ目、債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例。2つ目、相続の承認又は放棄をすべき期間の特例。3つ目、民事調停の申立手数料の特例。他にもございますけれども、こういったことを実施いたします。

さらに、これらの法律に基づく措置ではありませんが、被災地域にお住まいの外国人の方々を対象として、被災により在留資格等に関する各種手続や在留管理制度における届出が期限までにできなかった場合について、柔軟に対応することとしています。

また、先日の記者会見で一部申し上げましたが、法務省におきましては、発災直後から、東京拘置所、あるいは府中刑務所など、一部の矯正施設において、避難者の受入れなどの支援を行ってきておりますが、昨日、長野県須坂市からの要請をいただき、刑事施設職員を派遣し、災害ゴミの集積場における廃棄物の整理・分別などの支援を、継続することといたしております。

昨日の法務省における災害対策本部の2回目の会議の冒頭でも申し上げたとおり、こういった甚大な被害が出た災害、復旧、復興の支援、これは法務省の本来業務の一つとしてしっかりと位置づけ、総力を挙げて被災者の皆様方の生活再建に少しでもお役に立つことができるよう、引き続き、これからも力を尽くしてまいります。

（以上）